

単価契約書（案）

1. 件名 関東運輸局 ガソリンの購入（単価契約）
2. 契約単価 レギュラー 円/ℓ
上記価格は消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。
3. 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
4. 納入場所 全国契約元売カード加盟ガソリンスタンド
5. 仕様 レギュラーガソリン
6. 年間予定数量 レギュラー 11,400リットル
7. 契約保証金 なし

本契約を締結するにつき、支出負担行為担当官 関東運輸局長 ○○ ○○ を発注者とし、○○○○ を受注者として、下記条項のとおり特約する。

- 第1条 受注者は、書面による承諾を得ないで、この契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約により生ずる債権を譲渡してはならない。
- 第2条 受注者は、発注者の所有する別紙車両に給油カードを作成し、各所在地に配布しなければならない。
- 第3条 発注者は、前条にて受注者が作成した給油カードで契約元売カード加盟ガソリンスタンドにて給油を受けるものとする。
- 第4条 本契約成立後、予期することの出来ない事由の発生や社会情勢、物価変動等により、契約単価が著しく不相当となったときは、発注者及び受注者が協議の上、契約単価を変更することができる。
- 第5条 受注者は天変地変その他、受注者の責に帰さない事由により、所定の期限内に物品を納入することができないときは、発注者に対しその事由を明らかにした書面を提出して、遅延を求めることができる。
 - 2 前項の場合、発注者は相当審査の上、その遅延を承認することができる。
- 第6条 受注者の責に帰する事由により所定の期限内に物品を納入しないときは、発注者は期限の翌日から起算して納入当日までの遅延物品に相当する金額に対し、年3%の割合をもって遅延料を徴収する。

- 第7条 発注者は物品の納入を受理した日に検査を行わなければならない。
- 2 発注者の責に帰する事由により前項の期間に検査を行わないときは、その経過日数を第10条の支払い期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、又、検査の遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は終了したものとし、発注者は受注者に対し、その超える日数に納入検査遅延物品に相当する金額を乗じた額に対し、年2.5%の割合をもって遅延利息を支払わなければならない。
 - 3 前項の規定により算出した遅延利息の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、また、その額が100円未満のときは遅延利息を支払うことを要しない。
- 第8条 受注者は、物品の検査に立ち会わなければならない。ただし、受注者が検査に立ち会わないときは、発注者は単独に検査を執行することができる。
但し、この場合において、発注者の検査の結果に対して受注者は不服を述べることはできない。
- 第9条 給油カードの亡失、盗難又はき損した場合は、発注者は受注者に速やかに連絡するものとする。連絡後に損害が生じた場合は受注者の責により補償するものとする。
- 第10条 発注者は、受注者から適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。
- 2 発注者は自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、受注者に対して、前項の期間満了日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した遅延利息を加算して支払う。
- 第11条 発注者又は受注者は15日前に予告して本契約を解除することができる。
但し、本契約解除によって損害を生じたときは確証あるものに限り実費を標準としその損害を補償するものとして、その金額については、発注者及び受注者が協議のうえこれを決定するものとする。
- 第12条 発注者は次の各号の1に該当するときは、契約の全部、又は一部を解除することができる。
- 一 所定の期限内に納入する見込みがないことが明らかになったとき。
 - 二 この契約の履行に関して、受注者又はその代理人（下請け人は代理人とみなす。）若しくは、使用人等に不正の行為があったとき。
 - 三 第1条または第14条の規定に違反したとき。
 - 四 受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。
 - 五 受注者が破産の宣告を受け、又は無能力者となり、若しくは居所が不明となったとき。
 - 六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以

- 下この条において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。(以下この項において同じ。))であると認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第13条 発注者及び受注者は、本契約の履行に関して知り得た機密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならないものとする。

第14条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法

第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第15条 発注者は、種類、品質又は数量に関して、契約内容に適合しない場合（以下「契約不適合」という）、発注者の指定した方法による追完請求をすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約不適合に関し履行の追完を請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に受注者に通知しなければならない。ただし、受注者が納品時においてその契約不適合を知り、又は重大な過失があった場合はこの限りではない。

第16条 発注者及び受注者は、本契約に違反した場合、これによって相手方に生じた損害の賠償をしなければならない。ただし、その違反が本契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして損害を与えた当事者の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。

- 2 前項のただし書きにかかわらず、発注者に生じた損害が、契約不適合によるものである場合には、受注者は自らの責めに帰すべき事由によるものでないときも、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

第17条 この契約に関して発注者及び受注者の間に紛争を生じた場合には、両者の協議により選任した者のあっせんにより解決を図る。この場合における紛争に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたものを除き、各自これを負担する。

第18条 本契約に関し、以上の各条項に疑義を生じたとき又は各条項に定めない事項については、発注者及び受注者が協議のうえ決定する。

上記のとおり契約の証として、本証書2通を作成し、発注者及び受注者が記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

受注者

価格変動等による契約金額変更に関する特約条項（覚書）（案）

第1条 契約書第4条に規定する物価変動等により契約金額を変更する場合は、この特約条項に定めるところによる。

第2条 契約期間において、経済産業省資源エネルギー庁公表の「石油製品価格調査 1. 給油所小売価格調査」における石油製品小売市況調査（都道府県別）・関東局レギュラー価格のうち、当初契約月（変更契約が行われている場合は、直近の変更契約月）の前月第1週価格と第2週価格の平均価格（以下「比較対象価格」という。）と各月第1週価格と第2週価格の平均価格（以下「月次調査価格」という。）を比較し、1リットル当たり3円以上変動した場合には、発注者及び受注者が協議して次の算出方法により翌月から現契約単価を変更することができるものとする。

$$\text{変更契約単価} = \text{現契約単価} \times \frac{\text{月次調査価格}}{\text{比較対象価格}}$$

第3条 前条項により、発注者及び受注者双方の協議が整った場合においては、速やかに変更契約を締結するものとする。

本合意確認を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

受注者